山形県教職員法令遵守委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民から信頼される学校教育を推進するため、教職員の法令遵守を徹底し、不祥事 防止に関する施策の評価・検証・改善を継続的に行う常設の「山形県教職員法令遵守委員 会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる内容について評価、意見又は助言を行う。
 - (1) 平成27年8月の「教職員の不祥事防止に係る有識者会議」の提言内容の検証と各学校における実施状況の確認に関すること
 - (2) PDCAサイクルの実施に関すること
 - (3) 教職員への啓発に関すること
 - (4) 教職員の研修に関すること
 - (5) 教員採用のあり方に関すること
 - (6) 不祥事をもたらす背景への対応に関すること
 - (7) その他必要なこと

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に定める者(以下「委員」という。)をもって組織する。
- 2 委員は、有識者及び学校教育に関係する者のうちから、県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

- 第4条 委員会は、教育長が招集する。
- 2 委員会は、1年度あたり2回開催するほか、必要に応じて開催する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 6 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に対し、会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、委員長の発議により、これを公開しないことができる。

(部会)

- 第8条 委員会に個別課題に係る特別部会を置くことができる。
- 2 特別部会の運営に関することは、別途定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。